

群馬県立沼田女子高等学校同窓会個人情報保護方針

沼田女子高等学校同窓会は、適正かつ公正な手段によって、会員の情報を収集します。

また、個人情報保護法等の法令を遵守し、登録の個人情報は適正に取り扱うとともに正確性・機密保持に万全を尽くすよう努めてまいります。

このために、以下の「同窓会における会員の個人情報の取り扱いについての内規」を作成・開示し、実践します。

同窓会における会員の個人情報の取り扱いについての内規

第1条（内規の目的）

本内規は、会員の個人情報（以下「会員データ」）の保護に関し、必要な事項を定めることにより、会員の個人情報の保護と、信頼される同窓会の実現を図ることを目的とする。

第2条（会員のデータの収集）

会員の個人情報は、会員本人の同意を得たうえで、学校または本同窓会の業務の一部を委託した会社を通じて適正にその収集を行う。

第3条（会員のデータの定義と項目）

会員データとは同窓会事務局が管理している、会則に定める会員の情報をいう。また、管理する個人情報の項目は、下記の通り四項目とする。

①卒業年（卒業回）／②氏名／③現住所／④現住所の電話番号または会員携帯電話番号

第4条（個人情報の利用目的）

同窓会は下記の目的により同窓会事務局が管理する個人情報を利用するものとする。

- 一 同窓会からの各種通信文書の発送（会報・クラス会・同期会・支部会等含む）
- 二 会員名簿の作成
- 三 その他、会則に定める事業の遂行に必要と判断される諸事業

第5条（管理者の責務）

同窓会事務局は、会の目的に即した事業の遂行にあたり知り得た会員データを本人の同意なくして第三者（本同窓会の業務の一部を委託した会社を除く）に漏らしたり、第4条の利用目的以外に使用してはならない。

また、管理責任者は会員データを常に、最新・正確なものに保つよう努めるものとする。

第6条（会員の責務）

会員は、相互に個人情報の重要性を認識し、会員データ会員個人の利用目的の範囲を超えてはならず、また、第三者へ会員名簿及び会員データを提供してはならない。

第7条（会員データ管理者の設置）

同窓会は会員データを厳格適正に管理し、会員の個人情報の安全保護を図るため同窓会事務局に「会員データ管理責任者」を置く。

第8条（会員データの利用申請）

会員が会員相互の親睦を深め、または同窓会活動を活性化するために同期会、クラス会、支部会等で、会員データを使用する時は「会員データ管理責任者」に対して、所定の利用申請書により申し込まなければならない。

第9条（会員データの提供拒否）

会員データ管理責任者は、会員データの利用申込に対し、不正な会員データ利用が疑われ、または適正な利用が妨げられると判断した場合は、申請者に対し会員データの提供を拒否することができる。

第10条（会員データの利用状況報告）

会員データ管理責任者は、随時「本部役員会」に、会員データの提供・利用状況を報告しなければならない。

第11条（自己情報の開示及び訂正・消去の請求）

会員は、会員データの自己情報について、いつでも開示の請求ができる。会員データ管理責任者は、請求者が本人であることを確認のうえ、開示請求に応じるものとする。
また、自己情報に誤りがある場合は、訂正または消去の請求ができるものとする。

第12条（内規の変更）

会員の個人情報保護のために、上記以外の定めが必要な場合、または変更の必要がある場合は、本部役員会および総会にて協議し決定する。

○附 則

令和3年 2月19日制定

この内規は令和3年 2月20日から施行する。